

置戸町住宅用太陽光発電システム設置費補助金のご案内

着工前
が対象

環境への負荷の少ない自然エネルギーの普及促進のため、町内の住宅に太陽光エネルギーを利用した住宅用発電システムを設置する費用の一部を助成します。

補助対象

- 町内に住所を有し、自ら又は1親等の親族が居住（予定者も含む）する住宅に要件を満たすシステムを設置する方や発電システムが設置された町内の新築住宅を購入しようとする方（着工前の申請が必須、既に着手されている場合は対象外）
- 町税等の滞納がない方

対象住宅

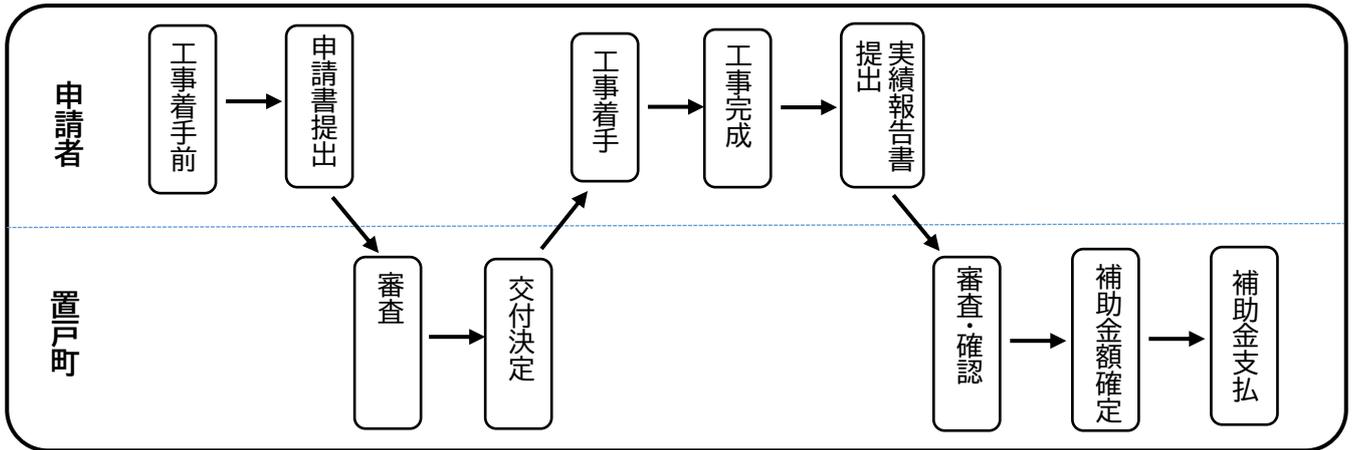
- 過去に町から太陽光発電システムの補助金を受けた住宅は対象外（上記住宅でも新たに蓄電池システムを導入する住宅は対象）
※住宅は、店舗等との併用住宅も含む



補助対象機器及び補助金額

対象システム・補助金額	システム機器等の要件
太陽光発電システム 5万円(定額)	◎省エネナビ（消費電力の総量を金額に換算して表示する機器システムで、一般財団法人省エネルギーセンターに登録している機器）または、省エネナビと同等程度の機能を備えた表示装置が設置されているもの ◎設置機器は未使用のもの（中古品は対象外） ◎低圧配電線と逆潮流有りで連系し、電力会社と電灯契約を締結できるもの ◎太陽光発電の最大出力の合計値又はパワーコンディショナの定格出力のいずれか小さいほうの値が10KW未満であるもの ◎当該年度に設置されるもの （原則、当該年度の2月末までに工事が完了すること）
定置用蓄電池システム 太陽光発電と同時設置の場合 15万円(定額) 太陽光発電設置住宅への単独設置の場合 10万円(定額)	◎太陽光発電と同時に設置するもの又は既に太陽光発電が設置されている住宅に新規に導入するもの ◎常時、太陽光発電と接続し、当該太陽光発電が発電する電力を充放電できる蓄電池であること ◎日本産業規格又は一般社団法人電池工業会規格に準拠しているもの ◎蓄電容量の合計が1kwh以上であるもの ◎設置機器は未使用のもの（中古品は対象外） ◎当該年度に設置されるもの （原則、当該年度の2月末までに工事が完了すること）

補助申請の流れ



申請時の書類

補助金交付申請書

添付書類	<input type="checkbox"/> 補助対象システムの購入及び設置に係る契約書の写し
	<input type="checkbox"/> 太陽光発電の最大出力値が確認できる書類
	<input type="checkbox"/> 対象機器の仕様、規格等が確認できる仕様書、カタログ等
	<input type="checkbox"/> 既に太陽光発電が設置されている住宅に、蓄電池を新規導入する場合は、太陽光発電が設置されていることわかる写真及び電力会社が発行する検針票等の稼働状況がわかる書類
	<input type="checkbox"/> 既存住宅(新築、建売住宅以外)に設置する場合は着手前の写真 (※設置されていないことが確認できる写真)
	<input type="checkbox"/> 町税等に滞納がないことの証明書又は補助金交付申請書同意書欄への署名押印 (町外者は現住所地発行の証明書)
	<input type="checkbox"/> 自己が所有しない住宅等に設置する場合は、所有者の承諾書
	<input type="checkbox"/> 預金通帳の写し等(振込口座が確認できるもの)

その他:町長が必要と認めた書類の添付を求めることがあります。

工事完成時の提出書類

※完成後、1ヵ月以内に提出

補助金実績報告書

添付書類	<input type="checkbox"/> 発電システムの設置に係る購入経費の内訳及び領収書の写し
	<input type="checkbox"/> 発電システムの設置状況を撮影した写真 (太陽光発電設置の場合は、太陽電池モジュール設置枚数が確認できること)
	<input type="checkbox"/> 電力会社との電力受給契約書の写し (既に太陽光発電が設置されている住宅に、蓄電池を新規に導入する場合は不要)
	<input type="checkbox"/> 竣工検査書の写し
	<input type="checkbox"/> 置戸町が発行する補助対象者の住民票の写し

その他:町長が必要と認めた書類の添付を求めることがあります。